

屋外広告物事前相談にかかるお願い

本市では、屋外広告物の申請に係る事前相談を実施しております。事前相談を実施した場合であっても、審査の過程において、意匠内容の変更をお願いするものや、追加の申請が必要となるもの、また、許可できないものが生じる場合があります。 つきましては、許可を受けるまでは、事前相談の段階で材料の発注や工事の施工等を行わないよう、くれぐれもご注意ください。 必ず当課からの許可を受けた後に施行していただきますようお願いいたします。

☐ 相談者名：

☐ 連絡先（電話）：

☐ 相談日：

※前回の相談日：

☐ 相談したい内容

→

相談したい看板の基本情報（該当するものに  または 記入してください）

自家用

非自家用

自家用と非自家用の混合

設置場所：大津市

禁止地域（ 北部湖岸地域

左記以外 ）

第1種地域

第2種地域

第3種地域

案内図板規制地域

相互間距離規制地域

規制なし

屋上広告物

壁面広告物

突出広告物

野立広告物

その他

現在許可を受けている許可番号

添付資料（ 位置図 配置図 意匠図 構造図 立面図 ）

無

回答日：

都市計画課 対応者名：

副担当者名：